

第14回日本赤十字看護学会学術集会

国際赤十字誕生150年記念特別講演

赤十字の理念とその発展

The Idea of the Red Cross Movement and Its Development

野々山 忠致 Tadayuki Nonoyama

(元国際赤十字赤新月社連盟財政委員会委員、元駐ノルウェー大使、元駐ヨルダン大使)

キーワード：「個人の尊重」の理念、理念の具現化、理念・原則に対する信念、熱意と行動力

key words : The Idea of Respect for Individuals, Embodiment of the Idea, Faith in the Idea and the Principles, Zeal and Action

誕生から150年、赤十字は全世界にまたがる189の赤十字・赤新月社と赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟による国際的な運動へと大きく発展した。

その一方で、本年5月8日の世界赤十字デーに近衛連盟会長とペーター・マウラーICRC委員長が出した共同声明は、昨今の人道活動が直面している課題として、自然災害や健康被害の増加、国際人道法への無関心などを挙げ、さらに中立性と公平性が支援を必要とする人びとへのアクセスに必要不可欠だと強調している。換言すれば、赤十字の中立、公平の原則が危機にあるということである。こうした厳しい現実のなかで赤十字運動を推進していくためには何が必要か、150年記念にはそうした問題意識があるように思う。

その点を踏まえ、赤十字誕生の原点にある理念に立ち戻りつつ、赤十字が多くの試練を乗り越えて発展してきた原動力は何であったか、赤十字150年の歴史が教えるものは何かを考えたい。

序 赤十字の誕生と「個人の尊重」の理念

赤十字運動の原点は、アンリ・デュナンが傷病兵は敵であっても助けようと提唱したことにある。それは洋の東西を問わず敵に対しては何をしようと勝手というのが一般的であった当時としては画期的な考え方であった。デュナンは何故このように考えたのか。そしてその考え方にどうして多くのヨーロッパの人たちが賛同したのか。その背景には、17世紀以降ヨーロッパの市民社会に広がった「啓蒙思想」があった。それは、

ヨーロッパで絶対王政と教会の支配下で抑圧され苦しめられていた人びとが、国王の権力を制限しようとする動きのなかから生まれた。神から授かった絶対的なものとされた国王の権力をどのようにして制限するか、それを論じたのが17世紀のトマス・ホブズやジョン・ロック、18世紀のジャン＝ジャック・ルソーやイマヌエル・カントといった「啓蒙思想家」と呼ばれる人たちであった(田中, 2008)。彼らは、国王、即ち、国家と個人との関係について次のように論じた。

「人は、生まれながらにして自由という自然の権利を持っている。国は、この自然権たる個人の自由を保障するという社会契約によって成り立っている」

国は個人の自由を尊重するという契約によって成り立っているから、国王といえどもこの社会契約には従わなくてはならないとして国王の権力を制限しようとしたのである。

ここでいう「自然権」は、今日、「人権」と呼ばれ、「社会契約」は「憲法」と呼ばれている。憲法とは、国が個人の自由と人権を尊重することを国民に約束した社会契約である。近代憲法の起源はこの「社会契約論」にある。

啓蒙思想を唱えた一人、ジャン＝ジャック・ルソーは、『社会契約論』のなかで戦争について次のように論じた(Rousseau, 1762)。

「戦争では、人は人間としてではなく、市民としてでなく、ただ兵士として偶然に敵になるのである。戦争の目的は敵国を壊滅させることにあるから、相手が武器を手にしている限りはこれを殺す権利がある。し

かし、相手が武器を捨てれば、彼は一人の人間に戻る
のであるから、もはやその人の生命を奪う権利はない」

降伏したり傷ついたりして自分に刃向かって来ない
敵兵はもはや兵士ではない。一人の人間なのだ。だから
人として扱わなければならない。デュナンが傷病兵は
敵であっても助けなければならないと考えた背景には、
この「人を一人の人間として尊重する」とする啓蒙思想
の理念があった。

このデュナンの考えを国際的な原則として決めたのが
1864年の「赤十字条約」である。その第6条は、「負傷
シ又ハ疾病ニ罹リタル軍人ハ何国ノ属籍タルヲ論セス
之ヲ接受シ看護スヘシ」として、従来の「敵は敵、
一切容赦せず」という社会通念を改めて、傷病兵はど
この国に属するかを問わず受入れて看護しなければならない
と決めた。敵兵を手当てすれば敵国を利することになる。
だから助けない。こういった国家中心の考え方をやめて、
傷病兵は敵であっても一人の人間として救護すると決
めたのである。赤十字の原点にあるのは、人を人とし
て尊重する「個人の尊重」の理念である。

因みに、カント最晩年の著書『啓蒙とは何か』は、
カント哲学のエッセンスといわれている本であるが、そ
のなかでカントは次のように論じている (Kant, 1784)。

「軍の将校は我々に“頭を使うな、ただ身体を使え”
と命じ、国の役人は“議論をするな、黙って税金を払え”
と言ひ、教会の聖職者は“考えるな、ただ信ぜよ”と
教える。しかし、我々は、軍隊や税金や教会の問題につ
いて自分の意見を述べ、提案を行う完全な自由を持つて
いるのである。自分の理性を公のために使う自由を制限
するのは不当である」

人には自分の理性で考えて物事を決める自由がある。
今日では人びとの間にひろく浸透しているこのカント
哲学の基本思想は、当時の人びとに新たな希望と勇気
を与え、市民を封建的な身分制度から解放し、アメリカ
の独立やフランス革命の原動力ともなって世界の歴史
を大きく動かすことになった。

傷病兵は国の兵士としてではなく一人の人間として
尊重するという赤十字の考え方は、「個人の尊重」を理
念とする啓蒙思想の大きな流れのなかで生まれたので
ある。

I. 赤十字の理念の具現化

赤十字はその誕生以来、「個人の尊重」の理念を具
現化するためにさまざまな努力を重ねてきた。

A. 赤十字の基本原則

その一つが、赤十字がその理念に照らして具体的に
行うべきことは何かを示した「国際赤十字・赤新月運
動の基本原則」である。

原則の第一、「人道」は、「赤十字運動は、人の苦痛
を予防し軽減することに努力する。その目的は人間の

尊重を確保することにある」としている。それは人道
支援では何よりも人の苦しみを和らげることに努めな
ければならない、他の目的を優先してはならないとす
る具体的な指針である。

私がヨルダンにいた1990年、イラクのクウェート
侵攻が起きた。クウェートで働いていた外国人は国外
に追放され、百万人を越える避難民が自国に帰るため
ヨルダンの首都アンマンに続々と逃れてきた。アンマン
空港の周辺には避難民のためのキャンプがいくつもつ
くられ救援活動が始まった。日本政府からも難民キャ
ンプ用のテントが多数送られてきたが、この日本の国
際貢献をPRするため、まずメディアを呼んで寄贈式
を行った。そのためテントは2晩も空港に留め置かれ
ることになった。私の意識は野外で夜露にさらされて
いる避難民の苦痛の軽減よりも国のPRの方を向いて
いたのである。

組織のなかにいると人はとかく組織中心のものの考
え方に染まって、組織としての利害を優先するようにな
り、個人はその犠牲になる。「個人の尊重」は民主
主義の下で人権の尊重が謳われる今日においても私た
ちの社会の基本的な理念として重要な意義を持つてい
るのである。

B. 非戦闘員の保護

また、傷病兵は敵であっても一人の人間として尊重
するとする赤十字の理念から、たとえ戦争であっても
敵国の人間すべてが敵なのではない、戦闘に直接関わ
らない傷病兵や捕虜、一般住民は一人の人間として尊
重し、攻撃してはならないという考え方が生まれた。
赤十字はこの考えを実践に移す具体的な方策として、
戦闘行為を行う「戦闘員」と戦闘行為に関わらない
「非戦闘員」を区別して、非戦闘員は攻撃の対象とし
てはならないとする原則をつくるように提案した。特
に、第二次大戦では両者を区別しない空襲や原爆によ
る無差別攻撃で多くの一般住民が犠牲になったことか
ら、赤十字はこの提案の実現に力を注いだ。その結果、
1977年の第一追加議定書で「紛争当事者は、常に一般
住民と戦闘員とを区別し、軍事行動は軍事目標に対
してのみ向けなければならない」(第48条)とする「軍
事目標主義の原則」が明文化された (Pictet, 1952)。

テロの核心は、社会不安を引き起こし社会を崩壊さ
せようとして無防備の一般住民を攻撃することにあ
る。赤十字はこのような「個人の尊重」を否定する行
為は許されないとその禁止を提案し、そこから第一
追加議定書の「一般住民の間に恐怖を広めることを
目的とする暴力行為および暴力による威嚇は禁止す
る」(第51条)とする原則がつけられた。

核兵器も一般住民を無差別に攻撃する非人道的兵器
である。赤十字は核兵器を人道の観点から廃絶するよ
う訴えてきたが、「核抑止力」といった政治的、軍事的
観点を重視する考え方に支配されて禁止への歩みは

遅々として進まない。核兵器を人道の見地に立って廃絶させることは、赤十字の理念から見て実現しなければならない重要な課題である。

このように「個人の尊重」の理念は、人道の実現に向けた赤十字の努力の原動力となってきたのである。

II. 理念・原則に対する信念

赤十字発展の第二の原動力は、赤十字の理念と原則に対する揺るぎない信念であった。

A. 理念・原則無用論

武力紛争で残虐行為が絶えないことからその禁止を決めた国際人道法は無用の長物だと言う人がある。しかし、それは飲酒運転やスピード違反が絶えないから道路交通法は無用だと言うに等しい。国際人道法は、戦争であっても残虐行為や一般住民に対する攻撃は許さないとする国際社会、そしてその一員たる私たちの意思表示である。それを守られないことがあるからといって無用だというのは、人の命と安全を守ろうとする私たちの意思を無視する議論である。一般住民の保護をより確実なものとするようにさらなる努力を続けることこそが重要である。

また、「赤十字の理念や原則は机上の空論だ」と言う人もいる。しかし、それは理念や原則が実際の活動のなかで起きた問題を解決するための努力のなかからつくられたものだという事実を忘れた議論である。

「個人の尊重」の理念は、前述したように、人びとを苦しめる国王の権力を如何にして制限するかという現実の問題に対処するために考え出された。

「赤十字の原則」も実際の支援活動の経験や失敗に対する反省からつくられたものである。支援活動では国の拠出金を自国民の救援のみに使おうとしたり、被災者が必要かどうかに関係なく、活動の「実績づくり」のため、準備してあった救援物資をそのまま送りつけたりすることがよく起きる。そこから、支援は、被災者を国籍などで差別することなく、被災者のニーズのみに基づいて行うとする「公平の原則」がつけられた。

赤十字の原則は、支援の現場での経験と反省からつくられたもので、実際の活動と深く結びついているのである。

B. 理念、原則なき行動のご都合主義

理念や原則に対する無理解が、人びとに多くの苦痛を与えることになった事例は数多くある。

例えば、日本は日清・日露戦争や第一次大戦では捕虜を人道的に扱ったが、第二次大戦では捕虜を虐待するようになった。捕虜の虐待が起きるのは、赤十字の研究で、国や軍部の指導者が捕虜を人道的に扱うように明確な指示を出さないことが原因と明らかになっている。日本の場合、軍の指導部が「軍人は生きて虜囚の辱めを受けず」（昭和16年「戦陣訓」）として捕虜を

否定し、蔑視する方向へと態度を一変させたことが虐待につながった。

何故、簡単に態度が変わってしまったのか。それは捕虜の人道的待遇が「武器を捨てた兵士は一人の人間として尊重する」という理念に基づくものであることを理解していなかったからである。そのため捕虜に対する考え方が国の都合で変わり、多くの人びとに無用の苦痛を強いる結果になった。

人は、活動の基本にある理念や原則を忘れると、その時々自分の都合や国、組織の都合で物事を決めるようになる。その結果、人びとにさらなる苦痛を与える。理念なき行動、原則なき活動が危険なのはこの点にある。

理念、原則なきご都合主義が如何に人びとを苦しめてきたか。その経験に裏打ちされた赤十字の人たちの理念と原則に対するいかなる権威にも流されない固い信念が、赤十字運動に幾多の試練を乗り越える力を与えてきたのである。

III. 人道の実現に向けた熱意と行動力

赤十字発展の第三の原動力は、「人道」の実現に向けた赤十字の人たちの熱意と行動力である。それが社会を動かし、国、国際社会を動かしてきた (Reid, 1997)。

A. 赤十字の原則の普及

例えば、赤十字の原則がNGOや国の支援活動の原則に拡がった点にそれを見ることができる。

1990年代に起きた「人道危機」では、「スレブレニツァの大虐殺」、「ルワンダの大虐殺」として知られるような一般住民に対する大規模な残虐行為が起きた。そこから逃れようとする難民の救援活動では、身勝手な行動をとるボランティアや自分たちの活動のPRを優先するNGO、そして難民に暴力をふるう支援者まで現れた。それは、難民はもとより一般の人びとの人道支援に対する期待と信頼を著しく損なうものであった。

その反省から、赤十字は、支援のルールをNGOと共につくる行動を起こした。1994年には赤十字はNGOと共同で『赤十字と災害支援NGOのための行動規範』をつくり、2000年にはNGOや国連と共に『人道憲章と災害支援の最低基準（スフィア・プロジェクト）』をつくった。

そこで重視されたのが被災者の人権の尊重であった。そこから、『行動規範』は「人道支援を受ける権利は基本的な人道の原則である」とし、『人道憲章』は「紛争や災害の被災者には尊厳ある生活を営む権利がある」として、被災者の権利の尊重が明示されることになった。また、被災者の「尊厳ある生活を営む権利」を尊重するためには最低限どのような支援が必要か、その具体的な基準を示すために『災害支援の最低基準』がつけられた。

NGOでも被災者の人権の尊重が活動の原則に盛り込まれるようになった。「ケア・インターナショナル」は、「支援活動に人権に基づく取り組みを採用する。それは被災者を支援を受ける権利を持つ人とみることを意味する。支援活動の計画、実施、評価は被災者の権利の実現を目的として行う」(1999年)と決めた。多くのNGOも「権利に基礎をおく取り組み」を活動の原則に採り入れるようになった(Gready, 2005)。

また、国の支援活動では、とかく国の利害を優先して被災者の救援が疎かになりがちである。そのため、『行動規範』では被災国政府、援助国政府および国連など政府間機関のそれぞれに対して、支援の原則の尊重を勧告するガイドラインを追加した。例えば、援助国政府に対しては、「赤十字とNGOの活動の自主性と公平性を尊重し、支援活動をいかなる政治的、思想的な目的の助長にも利用してはならない」と勧告した。

こうした赤十字の努力によって、赤十字の原則はNGOや国、国連の支援活動の原則としても受け容れられるようになった。国連は2005年の総会で、「人道支援の人道、中立、公平、独立の原則を支持し、尊重する」とする決議を採択し、ヨーロッパ連合(EU)は、2007年に「人道支援に関するコンセンサス」を採択して「EUは、人道支援の人道、中立、公平、独立の基本原則を支持し、推進する」としている。

支援活動を真に被災者の苦痛を軽減するものにするためには、赤十字の原則を支援活動全般の原則として弘めなければならない。その熱意と行動力が、赤十字の原則をすべての支援活動の担い手の原則へと発展させたのである。

B. 国際人道法の発展

支援活動で被災者の苦しみを実感した赤十字をはじめとする支援者たちは、その経験を踏まえて、国や国連に対して「人が人として尊重される社会」を一步でも前進させようと、政策を提言し、法律や条約を提案してその実現を図ってきた(野々山, 2007)。

1864年の「赤十字条約」に始まり、救援や保護の範囲を傷病兵から捕虜や一般住民に広げた1949年の「ジュネーブ諸条約」、それをあらゆる武力紛争に適用する1977年の二つの「追加議定書」、また、「対人地雷禁止条約」(1997年)や「国際刑事裁判所規程」(1998年)、「クラスター爆弾禁止条約」(2008年)などは、いずれも赤十字やNGOの人たちが、残虐行為や非人道的な兵器から人びとを守ろうとして国や国連に働きかけて成立させたものである。条約を締結したのは政府だが、その政府を動かしてきたのは常に赤十字をはじめとする市民の人たちであった。

かつて国連総会や安保理の会議に出ると赤十字やNGOの人たちがよく話にやって来た。はじめはどうして政府の会議に民間の人が現れるのか不審に思ったが、話を聞くうちに問題を提起してその解決を求めて

いるのは実はこの人たちなのだということが分かってきた。

ジュネーブの軍縮委員会で焼夷弾やブービートラップを禁止する「特定通常兵器禁止条約」(1980年採択)の交渉があったが(Solis, 2010)、そこで条約の草案を説明したのは赤十字の人たちであった。一般住民を犠牲にする残忍な兵器を禁止しようとする赤十字の意気込みを感じたのを覚えている。

また、対人地雷の禁止では、地雷で足を失った犠牲者に対する義足の提供や地雷除去の活動をした人たちが、地雷の禁止に反対する政府や軍の関係者を訪問して、対人地雷が無差別に一般住民を犠牲にする非人道的な兵器だということを支援の現場での体験や資料、映像を示して説明し、説得に努めた。メディアを通じて国際世論も盛り上げた。こうした活動が各国の政府や軍を動かし、最終的には多くの国が対人地雷の禁止に同意して条約が成立したのである。条約はその前文で赤十字や市民の運動が果たした役割を高く評価している。

「国際刑事裁判所規程」ができた背景にも赤十字や市民の人たちの強力な推進運動があった。紛争で一般住民に対する残虐行為がなくなるのは、その下手人が処罰もされず見過ごされているからだ。裁判制度を国際的に整備して非人道的行為を犯した人間は必ず裁判し処罰する。それによって人道と人権が尊重される社会の実現を図ろう。難民救援活動に参加して犠牲者の悲惨な状況を目の当たりにしたボランティアの人たちが、一般住民を虐殺した責任者の処罰を要求して政府を後押しし、国際刑事裁判所を実現させたのである。条約は国際人道法の原則に反する行為を「人道に対する罪」と規定し、違反した個人を裁判し処罰することを決めている。

2009年、赤十字は「人道外交」に取り組むことを決めた。赤十字の「人道外交」とは、具体的には、国の政策決定者や社会のオピニオンリーダーに対して、人道の原則を尊重し、常に苦しんでいる人びとの立場に立って行動するように働きかけ、説得する活動とされている。人道の実現に向けた活動をさらに強化し、推進しようとする取り組みである。

こうした事実は、人道を実現させるのは結局のところ自分たちを措いてない、そのことを自覚した赤十字をはじめとする市民の人たちの熱意と行動力が、国や国際社会を動かす原動力になってきたことを示している。

終わりに

赤十字運動150年の発展を支えてきたのはこうした力であった。

赤十字の皆さんは「人の苦しみを少しでも和らげよ

う」と日々努めておられる。その皆さんの努力が、「人が人として尊重される社会」の実現に向けて、人びとの心を動かし、国を動かし、国際社会を動かすのである。赤十字150年の歴史はそのことを私たちに教えている。

文献

- Gready, Paul & Ensor, Jonathan ed. (2005).
Reinventing Development. London : Zed Books.
- Kant, Immanuel (1784) / 篠田英雄 (1954). 啓蒙とは何か. 東京 : 岩波書店.
- 野々山忠致 (2007). 人道支援. 東京 : 集英社.
- Pictet Jean S. ed. (1952-87). Commentary on the Geneva Conventions I-IV & the Additional Protocols. Geneva : International Committee of the Red Cross.
- Reid, Daphne A. & Gilbo, Patrick F. (1997). Beyond conflict. Geneva : International Federation of Red Cross & Red Crescent Societies.
- Rousseau, Jean-Jacques (1762) / 作田啓一 (2010). 社会契約論. 東京 : 白水社.
- Solis, Gary D. (2010). The Law of Armed Conflict : International Humanitarian Law in War. London : Cambridge University Press.
- 田中 浩 (2008). 国家と個人. 東京 : 岩波書店.